

第 56 期令和 7 年度第 7 回
香川地方最低賃金審議会
会 議 次 第

令和 7 年 10 月 29 日（水）11：00～
香川労働局第 1 会議室

1 開 会

2 議 題

（１） 香川県特定（船舶、電気）最低賃金額改正の審議について

（２） その他

3 閉 会

第 56 期令和 7 年度第 7 回 香川地方最低賃金審議会

資 料 目 次

- 資料No. 1 第 56 期香川地方最低賃金審議会委員名簿
- 資料No. 2 香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正決定に関する報告書（写）
- 資料No. 3 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書（写）
- 資料No. 4 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）（写）

第56期 香川地方最低賃金審議会委員名簿

令和 7 年10月20日現在

香川労働局

区 分	氏 名	現 職	備 考
公 益 代 表	おかざき み え こ 岡 崎 美 恵 子	公認会計士	
	かごいけ のぶひろ 籠 池 信 宏	弁護士 公認会計士	
	たか つか じゅんこ 高 塚 順 子	高松大学経営学部 教授	
	ひらの み き 紀 平 野 美 紀	香川大学 副学長 香川大学法学部 教授	
	もとき まさみち 元 木 将 道	弁護士	
労 働 者 代 表	かわそめ あ き こ 川 染 暁 子	ＵＡゼンセンアオイ電子労働組合 執行副委員長	
	たて いし たける 立 石 猛	日本労働組合総連合会香川県連合会 事務局長	
	つち だ かず き 樹 土 田 和 樹	三菱電機労働組合丸亀支部特別執行役員 電機連合東四国地方協議会 兼 電機連合香川地域協議会 事務局長	
	なか むら とおる 中 村 亨	タダノ労働組合 執行委員長 ＪＡＭ四国香川地区協議会 議長	
	はやし だいすけ 林 大 介	ＵＡゼンセン香川県支部 支部長	
使 用 者 代 表	い で みち よ 代 井 出 往 代	太洋木材株式会社 取締役副社長 太洋開発株式会社 取締役副社長 株式会社太洋木材市場 取締役副社長	
	おく だ たく み 己 奥 田 拓 己	株式会社北四国グラビア印刷 代表取締役社長	
	しらいし こういち 白 石 幸 一	香川県経営者協会 専務理事・事務局長	
	たな つぐ けいじ 棚 次 啓 二	株式会社クロダ 代表取締役社長	
	ひ が き くに ひ こ 檜 垣 邦 彦	今治造船株式会社 常勤監査役	
任 命 年 月 日		令和 7 年 4 月21日 （任期は、令和 9 年 4 月20日まで） ※林委員は令和 7 年10月20日任命 任期は令和 9 年 4 月20日まで	

(注) 各側委員は五十音順



令和 7 年 10 月 15 日

香川地方最低賃金審議会

会長 籠池 信宏 殿

香川地方最低賃金審議会

香川県船舶製造・修理業、

舶用機関製造業最低賃金専門部会

部会長 籠池 信宏

香川県船舶製造・修理業、舶用機関製造業

最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和 7 年 8 月 18 日、香川地方最低賃金審議会において付託された香川県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員

労働者代表委員

使用者代表委員

籠池 信宏

立石 猛

家田 卓宏

高塚 順子

中塚 隆明

檜垣 邦彦

元木 将道

中原 純平

宮崎 賢士

香川県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で船舶製造・修理業、舶用機関製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が船舶製造・修理業、舶用機関製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者
- (2) 雇入れ後 6 月未満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1,159 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり



令和 7 年 10 月 20 日

香川地方最低賃金審議会
会長 籠池 信宏 殿

香川地方最低賃金審議会
香川県電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金専門部会
部会長 元木 将道

香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信
機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和 7 年 8 月 18 日、香川地方最低賃金審議会において付託された
香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低
賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達し
たので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員	労働者代表委員	使用者代表委員
岡 崎 美恵子	門 裕 介	木 下 和 洋
平 野 美 紀	土 田 和 樹	白 石 幸 一
元 木 将 道	箸 方 丈 人	田 中 絢 子

香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業（光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、電気機械器具製造業（電池製造業、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け又は賄いの業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは卓上旋盤、卓上ボール盤、手持電動工具その他これらに準ずる操作が容易な小型動力機を用いて行う運搬、包装、箱詰め、袋詰め、みがき、選別、検査、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、穴あけ、ねじ切り、曲げ、打抜き又はバリ取りの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,090 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり



令和 7 年 10 月 7 日

香 川 労 働 局 長
友住 弘一郎 殿

香川地方最低賃金審議会
会 長 籠池 信宏

香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具
製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 7 年 8 月 18 日付け香労発基 0818 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内ではん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業（計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業又は業務用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- （１） 18 歳未満又は 65 歳以上の者
- （２） 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの
- （３） 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1,158 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

指定日発効（令和 7 年 12 月 15 日）